

○都市環境維持・改善事業資金関係様式

- 1 様式第5—1号 地方公共団体資金貸付金貸付申請書
- 2 様式第5—2号 地方公共団体資金貸付金貸付計画書
- 3 様式第5—3号 地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書
- 4 様式第5—4号 地方公共団体資金貸付金支払請求書
- 5 様式第5—5号 地方公共団体資金貸付金借用証書
- 6 様式第5—6号 法人資金貸付金貸付申請書
- 7 様式第5—7号 法人資金貸付金施設等取得・整備計画書
- 8 様式第5—8号 法人資金貸付金業務等調書
- 9 様式第5—9号 法人資金貸付金収支計画書
- 10 様式第5—10号 法人資金貸付金施設等管理方針
- 11 様式第5—11号 法人資金貸付金借用証書
- 12 様式第5—12号 地方公共団体資金貸付金貸付決定変更申請書
- 13 様式第5—13号 地方公共団体取得資金貸付金貸付決定変更通知書
- 14 様式第5—14号 地方公共団体資金貸付金繰上償還請求書
- 15 様式第5—15号 地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書
- 16 様式第5—16号 地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書
- 17 様式第5—17号 地方公共団体資金貸付金実績報告書
- 18 様式第5—18号 地方公共団体資金貸付金清算調書
- 19 様式第5—19号 地方公共団体資金貸付金受入調書
- 20 様式第5—20号 法人資金貸付金施設等取得・整備実績報告書
- 21 様式第5—21号 法人資金貸付金施設等管理処分計画承認申請書
- 22 様式第5—22号 法人資金貸付金業務状況報告書

(様式第5-1号)

番 号  
年 月 日

国土交通省都市局長 殿

申請者 地方公共団体の長

地方公共団体資金貸付金貸付申請書

都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第6項による都市再生推進法人及びまちづくり法人に対する貸付事業に要する資金を下記のとおり借用したく、関係書類を添えて申請します。

記

1. 貸付金の額 金 円也
2. 貸付対象事業、貸付対象法人、貸付額及び貸付金交付予定時期

貸付対象事業名	法人名	貸付額	貸付金交付予定時期
		金 円	令和 年 月 日
		金 円	令和 年 月 日
合 計		金 円	—

[償還表]

3. 借入金は、令和 年 月 日まで据え置き、以降令和 年 月 日までに均等半年賦償還の方法により下記のとおり分割して各償還期日までに支払います。

償 還 期 日	償 還 金 額
1 令和 年 月 日	金 円
2 令和 年 月 日	金 円
合 計	金 円

4. 別紙に定める貸付条件に従います。

(別紙)

- 第1条 法人資金貸付金の貸付けを受ける都市再生推進法人及びまちづくり法人（以下「法人」という。）に対し、土地、建物若しくは確実に認める有価証券等の担保を提供させ、又は連帯して債務を負担する保証人を立てさせます。
- 第2条 法人に対する貸付事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、借入金のうち不必要となった部分を、国の指定する日までに返還します。
- 第3条 法人の解散等法人の事由により繰上償還の必要が生じたときは、法人から当該事由の発生した日から30日以内にその旨報告させます。
- 2 法人が次の各号の一に該当する場合において、法人から法人資金貸付金の全部又は一部を繰上償還させることとし、本文3にかかわらず、国に対して当該繰上償還額に相当する借入金を国の指定する日までに繰上償還します。
- 一 法人が法人資金貸付金によって買い取り、又は整備した施設等の全部又は一部を他の者に譲渡した場合
- 二 法人の解散等法人の事由により繰上償還の必要が生じた場合
- 第4条 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日又は第2条により国が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。
- 第5条 国において、次の各号の一に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。
- 一 借入金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。
- 二 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。
- 三 第1条又は第6条から第13条までの定め反したとき。
- 2 国が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。
- 第6条 法人から法人資金貸付金の全部又は一部を繰上償還させた場合は、速やかに国にこの旨報告し、国に対して当該繰上償還額に相当する借入金を国の指定する日までに繰上償還します。
- 2 法人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は貸付けの条件に違反したため、法人から加算金を徴収した場合においては、その徴収した日の属する月の翌月の末日までに、国からの貸付金に係る部分を国に納付します。
- 第7条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに国に報告し、その指示に従います。
- 一 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- 二 事業の遂行が困難となった場合
- 三 貸付計画の変更を行う必要が生じた場合
- 四 法人に対する貸付金の償還が完了するまでの間に、法人が資本金等の変更（出資者に係る出資額の変更を含む。）を行う場合で、貸付けを受けた日からの変

更額の総額が資本金等の総額の2割以上となる場合

第8条 地方公共団体資金貸付金実績報告書を翌年度の4月30日までに国に提出します。

2 法人に、法人資金貸付金施設等取得・整備実績報告書を貸し付けた年の翌年度の4月20日までに提出させ、その写しを翌年度の4月30日までに国に提出します。

3 国において事業の実績が借用の目的に適合していないと認めて必要な指示をしたときは、その指示に従います。

第9条 法人に対する貸付金の償還が完了するまでの間に、法人が借入金によって買った施設等の全部若しくは一部の賃貸又は譲渡をしようとするときは、あらかじめ、法人資金貸付金施設等管理処分計画承認申請書を提出させ、承認を受けさせます。

2 前項のうち譲渡に係るものについて承認しようとするときは、あらかじめ国の承認を受けます。

第10条 法人に対する貸付金の償還が完了するまでの間、毎年度の6月20日までに法人資金貸付金業務状況報告書に法人の直近の決算時の決算書を添えたものを提出させ、その写しを6月30日までに国に提出します。

第11条 法人に対する貸付金の償還が完了するまでの間、法人の住所、名称、代表者、資本金等若しくは定款その他重要な事項の変更（第7条第4号に係るものを除く。）又は施設等の火災その他重大な事故が生じた場合には、法人から速やかにその旨報告させるとともに、速やかに国に報告します。

第12条 国において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、地方公共団体資金貸付金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は地方公共団体資金貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、これに応じ、又は従います。

第13条 法人に対する貸付契約において、国の債権の管理等に関する法律第36条第1号から第9号までに掲げられた事項に準ずる定めをします。

(様式第5-2号)

地方公共団体資金貸付金貸付計画書

地方公共団体名		(単位：千円)							
事業名	法人名		全体計画	前年度まで	令和	年度	翌年度以降	スケジュール	備考
〇〇事業	〇〇法人	施設等取得費							
		施設等整備費							
		合 計 (A)							
		貸付限度額 (A/2)							
		貸付予定額 (うち国の貸付額)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
		施設等取得費							
		施設等整備費							
		全体事業費 (A)							
		貸付限度額 (A/2)							
		貸付予定額 (うち国の貸付額)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
		施設等取得費							
		施設等整備費							
		全体事業費 (A)							
		貸付限度額 (A/2)							
		貸付予定額 (うち国の貸付額)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
合 計		施設等取得費							
		施設等整備費							
		全体事業費 (A)							
		貸付限度額 (A/2)							
		貸付予定額 (うち国の貸付額)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	

国からの借入（予定）額合計						
---------------	--	--	--	--	--	--

(様式第5-3号)

番 号  
年 月 日

地方公共団体の長 殿

国土交通省都市局長  
(公印省略)

地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で貸付申請のあった標記貸付金については、  
下記のとおり貸付けることにしたので、通知する。

記

1. 貸付金の額 金 円也
2. 償還期日その他の貸付条件は、令和 年 月 日付け 第 号の貸付申請  
書記載のとおりとする。

(様式第5-4号)

番 号  
年 月 日

支出官国土交通大臣官房会計課長 殿

住 所  
地方公共団体の長

地方公共団体資金貸付金支払請求書

本(都道府県、市町村)は、令和 年 月 日付け国都総第 号をもって貸付決定通知を受けました標記貸付金につきましては、下記のとおり支払い請求します。

記

支払請求金額	金	円也
内訳(1) 貸付決定を受けた金額		円
(2) 既に交付を受けた金額		円
(3) 今回貸付けを受けるまでに支出される金額		円
(4) 次回貸付けを受けるまでに支出が見込まれる金額		円
差引 (3) + (4) - (2)		円

(注) 資金振込先を下欄に記入すること。

〇〇銀行〇〇支店 口座番号  
口座名義

(様式第5-5号)

地方公共団体資金貸付金借用証書

金 円也

上記金額は、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和41年法律第20号）第1条第6項による法人に対する貸付事業に要する資金として確かに借用しました。

つきましては、同法並びにこれに基づく命令の規定、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第5編の規定及び下記事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

記

第1条 借付金は、令和 年 月 日まで据え置き、以降令和 年 月 日までに均等半年賦償還の方法により下記のとおり分割して各償還期日までに支払います。

償 還 期 日	償 還 金 額
1 令和 年 月 日	金 円
2 令和 年 月 日	金 円
合 計	金 円

第2条 法人資金貸付金の貸付けを受ける法人（以下、「法人」という。）に対し、土地、建物若しくは確実と認める有価証券等の担保を提供させ、又は連帯して債務を負担する保証人を立てさせます。

第3条 法人に対する貸付事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、借付金のうち不必要となった部分を、国の指定する日までに返還します。

第4条 法人の解散等法人の事由により繰上償還の必要が生じたときは、法人から当該事由の発生した日から30日以内にその旨報告させます。

2 法人が次の各号の一に該当する場合において、法人から法人資金貸付金の全部又は一部を繰上償還させることとし、第1条にかかわらず、国に対して当該繰上償還額に相当する借付金を国の指定する日までに繰上償還します。

一 法人が法人資金貸付金によって買い取った保留床の全部又は一部を他の者に譲渡した場合

二 法人の解散等法人の事由により繰上償還の必要が生じた場合

第5条 借付金の償還又は第3条による返還を怠ったときは、償還期日又は第3条により国が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第6条 国において、次の各号の一に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

一 借入金を借入の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借入の目的に使用しないとき。

二 借入金の償還又は第3条による返還を怠ったとき。

三 第2条又は第7条から第14条までの定めに反したとき。

2 国が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借入の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第7条 法人から法人資金貸付金の全部又は一部を繰上償還させた場合は、速やかに国にこの旨報告し、国に対して当該繰上償還額に相当する借入金を国の指定する日までに繰上償還します。

2 法人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は貸付けの条件に違反したため、法人から加算金を徴収した場合には、その徴収した日の属する月の翌月の末日までに、国からの貸付金に係る部分を国に納付します。

第8条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに国に報告し、その指示に従います。

一 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

二 事業の遂行が困難となった場合

三 貸付計画の変更を行う必要が生じた場合

四 法人に対する貸付金の償還が完了するまでの間に、法人が資本金等の変更(出資者に係る出資額の変更を含む。)を行う場合で、貸付けを受けた日からの変更額の総額が資本金等の総額の2割以上となる場合

第9条 地方公共団体資金貸付金実績報告書を翌年度の4月30日までに国に提出します。

2 法人に、法人資金貸付金施設等取得・整備実績報告書を貸し付けた年の翌年度の4月20日までに提出させ、その写しを翌年度の4月30日までに国に提出します。

3 国において事業の実績が借入の目的に適合していないと認めて必要な指示をしたときは、その指示に従います。

第10条 法人に対する貸付金の償還が完了するまでの間、法人が借入金によって買い取った保留床の全部若しくは一部の賃貸又は譲渡をしようとするときは、あらかじめ、法人資金貸付金施設等管理処分計画承認申請書を提出させ、承認を受けさせます。

2 前項のうち譲渡に係るものについて承認しようとするときは、あらかじめ国の承認を受けます。

第11条 法人に対する貸付金の償還が完了するまでの間、毎年度の6月20日までに法人資金貸付金業務状況報告書に直近の決算時の法人の決算書を添えたものを提出させ、その写しを6月30日までに国に提出します。

第12条 法人に対する貸付金の償還が完了するまでの間、法人の住所、名称、代表者、資本金等若しくは定款その他重要な事項の変更(第8条第4号に係るものを除

く。)又は施設等の火災その他重大な事故が生じた場合には、法人から速やかにその旨報告させるとともに、速やかに国に報告します。

第13条 国において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、地方公共団体資金貸付金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は地方公共団体資金貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、これに応じ、又は従います。

第14条 法人に対する貸付契約において、国の債権の管理等に関する法律第36条第1号から第9号までに掲げられた事項に準ずる定めをします。

令和 年 月 日

地方公共団体の長

(様式第5-6号)

番 号  
年 月 日

地方公共団体の長 殿

申請者 ○○  
代表者氏名

法人資金貸付金貸付申請書

都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第6項、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第5編第5条の4による施設等取得・整備に要する資金を下記のとおり借用したく、関係書類を添えて申請します。

記

- 貸付金の額 金 円也
- 貸付対象地区 ○○事業（法人の名前）
- 貸付金交付予定時期 令和 年 月 日（ 円）

[償還表]

- 借入金は、令和 年 月 日まで据え置き、以降令和 年 月 日までに均等半年賦償還の方法により下記のとおり分割して各償還期日までに支払います。

償還期日	償還金額
1 令和 年 月 日	金 円
2 令和 年 月 日	金 円
合 計	金 円

- 別紙に定める貸付条件に従います。

(別紙)

- 第1条 施設等の買い取り又は整備（以下「取得・整備」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、貴（都道府県、市町村）の指定する日までに借入金のうち不必要となった部分を返還します。
- 第2条 法人の解散等事由により繰上償還の必要が生じた場合には、当該事由の発生した日から30日以内に貴（都道府県、市町村）にその旨を報告し、本文4にかかわらず、貴（都道府県、市町村）に対して借入金を貴（都道府県、市町村）の指定する日までに繰上償還します。
- 第3条 借入金によって取得・整備した施設等の全部又は一部を譲渡する場合には、貴（都道府県、市町村）に対して当該施設等に係る借入金の未償還残高を当該譲渡した日から起算して30日以内に償還します。
- 2 前項において、借入金に係る施設等の一部について譲渡をしたときは、借入金の総額に借入金によって整備・取得した施設等の価額・整備費に対する当該譲渡をした部分の価額・整備費の割合を乗じて得た額に相当する額が、当該譲渡をした日までに償還した額と当該譲渡をした日から起算して30日以内に本文4により償還すべきこととされていた償還金との合計額を超える場合に限り、当該超える額を償還します。
  - 3 前項による償還を行う場合における貴（都道府県、市町村）に対する借入金の未償還残高の償還は、元金均等半年賦償還の方法によるものとし、その償還期間は残存の償還期間（前項までの規定による償還が据置期間中に行われた場合には、残存の据置期間を据置期間として含む。）とします。
- 第4条 借入金の償還又は第1条による返還を怠ったときは、償還期日、第1条により貴（都道府県、市町村）が指定する日又は第3条第1項の規定により施設等を譲渡した日から起算して30日後の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。
- 第5条 貴（都道府県、市町村）において、次の各号の一に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。
- 一 借入金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。
  - 二 借入金の償還又は第1条による返還を怠ったとき
  - 三 第6条から第11条まで、第13条又は第14条の定めに反したとき(注:債権保全の方法が担保の設定である場合は「第6条から第13条の定めに反したとき」とする。)
- 2 貴（都道府県、市町村）が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。
- 第6条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに貴（都道府県、市町村）に報告し、その指示に従います。
- 一 取得・整備を中止し、又は廃止しようとする場合
  - 二 取得・整備が予定の期間内に完了しない場合又は整備・取得が困難となった場合
  - 三 取得・整備計画の変更を行う必要が生じた場合

四 借入金の償還が完了するまでの間に資本金等の変更（出資者に係る出資額の変更を含む。）を行う場合で、貸付けを受けた日からの変更額の総額が資本金等の総額の2割以上となる場合

第7条 法人資金貸付金施設等取得・整備実績報告書を翌年度の4月20日までに貴（都道府県、市町村）に提出します。

2 貴（都道府県、市町村）において、取得・整備の進捗が不十分であると認め、又は取得・整備の実績が借入の目的若しくは取得・整備計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第8条 借入金の償還が完了するまでの間、借入金によって取得・整備した施設等の全部若しくは一部の賃貸又は譲渡をしようとするときは、あらかじめ、貴（都道府県、市町村）に施設等管理処分計画承認申請書を提出し、承認を受けます。

第9条 借入金の償還が完了するまでの間、毎年度の6月20日までに、法人資金貸付金業務状況報告書に直近の決算時の法人の決算書を添えたものを、貴（都道府県、市町村）に提出します。

第10条 借入金の償還が完了するまでの間、住所、名称、代表者、資本金等若しくは定款その他重要な事項の変更（第6条第4号に係るものを除く。）又は施設等の火災その他重大な事故が生じた場合には、速やかに貴（都道府県、市町村）に報告します。

第11条 国又は貴（都道府県、市町村）において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、借入金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は借入金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、これに応じ、又は従います。

（注：債権保全の方法により次のいずれかの欄の規定を用いること。）

連帯保証人を立てる場合	担保を設定する場合（注）
第12条 保証人は、債務者と連帯して一切の債務を保証します。	
第13条 債務者又は保証人は、貴（都道府県、市町村）が担保物件の提供を要求したときは、ただちにこれに応じます。	第12条 債務者は、貴（都道府県、市町村）に担保物件を提供します。
2 債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴（都道府県、市町村）の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。	2 債務者は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴（都道府県、市町村）の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。
第14条 保証人が死亡等により不在となり、若しくは支払い能力の減少等により不適當となった場合又は保証人を変更しようとする場合は、速やかに貴（都道府県、市町村）に保証人変更申請書を提出します。	第13条 貴（都道府県、市町村）において、債務者の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の設定、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。
2 貴（都道府県、市町村）において、保証人が不適當となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価	

額が減少したと認めて、保証人の変更、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。

第15条 本申請書に記載された債務を履行しない場合において、第13条第1項の担保物件に係る貴(都道府県、市町村)の有する権利が存するときは、ただちに実行されても異議ありません。

第14条 本申請書に記載された債務を履行しない場合において、第12条第1項の担保物件に係る貴(都道府県、市町村)の有する権利がただちに実行されても異議ありません。

(様式第5-7号)

法人資金貸付金施設等取得・整備計画書

1. 事業概要

地方公共団体名		施行者名	
事業名		事業種別	
事業実施時期		施設使用開始時期	
事業概要			

2. 詳細調査

(単位: 千円)

		全体計画	前年度まで	令和	年度	翌年度以降	スケジュール	備考
施設等取得費	建築物						/	
	敷地、事業用地							
	施設等整備費							
土地整備費								
本工事費								
その他工事費								
合 計 (A)								
貸付限度額 (A/2)								
借入予定額 (うち国の貸付額)		( )	( )	( )	( )	( )		

取得・整備費設定根拠	
公共施設の整備計画	

(注)

1. 事業種別欄には、都市開発事業、公共施設、都市利便施設のいずれかを記入すること。
2. 取得・整備費設定根拠欄には、施設等原価、近傍同種の施設等価額との関係、工事費の見積り額等、取得・整備費用の設定根拠を示すこと。必要に応じて別添の説明資料を添付すること。

3. 公共施設の整備計画欄には、都市開発事業のうち、公共施設に該当する部分の整備計画を記入すること。
4. 位置図、区域図、取得対象部分を示す図面、写真を添付すること。

(様式第5-8号)

法人資金貸付金業務等調書

( 年 月 日現在)

都道府県名		市町村名	
事業名			

法人名			
法人種別			
所在地			
代表者氏名			
設立年			
業務内容			
事業への参画形態			
資本金			千円
	地方公共団体	千円	%
		千円	%
		千円	%
備考			

(注)

1. 法人種別欄には都市再生推進法人、まちづくり法人のいずれかを記入すること。
2. 法人の登記簿の写し及び定款を添付すること。



## 2. 損益計算書

(単位:千円)

項 目	開業前	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度以降	合計	
	開業前	令和 年度	令和 年度																
償却前利益 $l=c-h-i-k$																			
償却費 $m$																			
建物償却費																			
設備償却費																			
その他償却費																			
当期利益 $n=l-m$																			
納税引当金・法人税 $o$																			
税引後利益 $p=n-o$																			
累積利益																			

## 3. 借入金残高

(単位:千円)

項 目	開業前	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度以降	合計	
	開業前	令和 年度	令和 年度																
借入金残高																			
長期借入金																			
法人資金貸付金借入金																			
市中銀行借入金																			
その他借入金																			
その他借入金																			

(注)

1. 法人資金貸付金により取得・整備した施設等の賃貸等に係る収支計画を記入すること。
2. 法人の予算書を添付すること。

法人資金貸付金施設等管理方針

地方公共団体名		法人名	
事業名			

1. 事業スケジュール

(単位:㎡、千円)

実施時期	令和 年 月 日										
事業主体											
事業内容											
面積 (㎡)	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
取得価格又は整備費											
事業後の用途											
備考											

2. 施設等の賃貸等に関する内容

賃貸等時期	令和 年 月 日	合計									
面積 (㎡)	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
賃貸等の相手方											
賃貸等の用途											
賃貸等の条件 (賃貸等価格) (契約期間) (その他条件)											
備考											

(注)  
 1. 賃貸価格等の設定根拠を備考欄に記入すること。必要に応じて別添資料を添付すること。  
 2. 位置図、区域図、取得対象部分を示す図面、施設等の写真を添付すること。  
 3. 譲渡を予定する場合は、譲渡の方針について記入し、備考欄に譲渡予定である旨を明記すること。

(様式第5-11号)

法人資金貸付金借用証書

金 円也

上記金額は、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和41年法律第20号）第1条第6項、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第5編第5条の4による施設等取得・整備に要する資金として確かに借用しました。

つきましては、同法並びにこれに基づく命令の規定、同要領の規定及び下記事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

記

第1条 借用金は、令和 年 月 日まで据え置き、以降令和 年 月 日までに均等半年賦償還の方法により下記のとおり分割して各償還期日までに支払います。

償還期日	償還金額
1 令和 年 月 日	金 円
2 令和 年 月 日	金 円
合 計	金 円

第2条 施設等の買い取り又は整備（以下「取得・整備」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、貴（都道府県、市町村）の指定する日までに借用金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条 法人の解散等事由により繰上償還の必要が生じた場合には、当該事由の発生した日から30日以内に貴（都道府県、市町村）にその旨を報告し、第1条にかかわらず、貴（都道府県、市町村）に対して借用金を貴（都道府県、市町村）の指定する日までに繰上償還します。

第4条 借用金によって取得・整備した施設等の全部又は一部を譲渡する場合には、貴（都道府県、市町村）に対して当該施設等に係る借用金の未償還残高を当該譲渡した日から起算して30日以内に償還します。

2 前項において、借用金に係る施設等の一部について譲渡をしたときは、借用金の総額に借用金によって取得・整備した施設等の価額・整備費に対する当該譲渡をした部分の価額・整備費の割合を乗じて得た額に相当する額が、当該譲渡をした日までに償還した額と当該譲渡をした日から起算して30日以内に第1条により償還すべきこととされていた償還金との合計額を超える場合に限り、当該超える額を償還します。

3 前項による償還を行う場合における貴（都道府県、市町村）に対する借用金の未償還残高の償還は、元金均等半年賦償還の方法によるものとし、その償還期間は残存の償還期間（前項までの規定による償還が据置期間中に行われた場合には、

残存の据置期間を据え置き期間として含む。) とします。

第5条 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日、第2条により貴(都道府県、市町村)が指定する日又は第4条第1項の規定により施設等を譲渡した日から起算して30日後の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第6条 貴(都道府県、市町村)において、次の各号の一に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

一 借入金を借入の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借入の目的に使用しないとき。

二 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったとき

三 第7条から第12条まで又は第14条から第15条までの定めを反したとき  
(注：債権保全の方法が担保の設定である場合は「第7条から第14条の定めを反したとき」とする。)

2 貴(都道府県、市町村)が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借入の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第7条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに貴(都道府県、市町村)に報告し、その指示に従います。

一 取得・整備を中止し、又は廃止しようとする場合

二 取得・整備が予定の期間内に完了しない場合又は取得・整備が困難となった場合

三 取得・整備計画の変更(軽微な変更を除く。)を行う必要が生じた場合

四 借入金の償還が完了するまでの間に資本金等の変更(出資者に係る出資額の変更を含む。)を行う場合で、貸付けを受けた日からの変更額の総額が資本金等の総額の2割以上となる場合

第8条 法人資金貸付金施設等取得・整備実績報告書を翌年度の4月20日までに貴(都道府県、市町村)に提出します。

2 貴(都道府県、市町村)において、取得・整備の進捗が不十分であると認め、又は取得・整備の実績が借入の目的若しくは取得・整備計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第9条 借入金によって取得・整備した施設等の全部若しくは一部の賃貸又は譲渡をしようとするときは、あらかじめ、貴(都道府県、市町村)に法人資金貸付金施設等管理処分計画承認申請書を提出し、承認を受けます。

第10条 借入金の償還が完了するまでの間、毎年度の6月20日までに、法人資金貸付金業務状況報告書に直近の決算時の法人の決算書を添えたものを、貴(都道府県、市町村)に提出します。

第11条 借入金の償還が完了するまでの間、住所、名称、代表者、資本金等若しくは定款その他重要な事項の変更(第7条第4号に係るものを除く。)又は施設等の火災その他重大な事故が生じた場合には、速やかに貴(都道府県、市町村)に報告します。

第12条 国又は貴(都道府県、市町村)において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、借入金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出

を要求し、又は借入金金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、これに応じ、又は従います。

(注:債権保全の方法により次のいずれかの欄の規定を用いること。)

連帯保証人を立てる場合	担保を設定する場合 (注)
<p>第13条 保証人は、債務者と連帯して一切の債務を保証します。</p> <p>第14条 債務者又は保証人は、貴（都道府県、市町村）が担保物件の提供を要求したときは、ただちにこれに応じます。</p> <p>2 債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴（都道府県、市町村）の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。</p> <p>第15条 保証人が死亡等により不在となり、若しくは支払い能力の減少等により不適当となった場合又は保証人を変更しようとする場合は、速やかに貴（都道府県、市町村）に保証人変更申請書を提出します。</p> <p>2 貴（都道府県、市町村）において、保証人が不適当となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。</p> <p>第16条 本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第14条第1項の担保物件に係る貴（都道府県、市町村）の有する権利が存するときは、ただちに実行されても異議ありません。</p>	<p>第13条 債務者は、貴（都道府県、市町村）に別に定める担保物件を提供します。</p> <p>2 債務者は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴（都道府県、市町村）の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。</p> <p>第14条 貴（都道府県、市町村）において、債務者の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の設定、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。</p> <p>第15条 本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第13条第1項の担保物件に係る貴（都道府県、市町村）の有する権利がただちに実行されても異議ありません。</p>

令和 年 月 日

債務者 ○○  
代表者住所  
代表者氏名

保証人  
住所  
氏名

(様式第5-12号)

番 号  
年 月 日

国土交通省都市局長 殿

申請者 地方公共団体の長

地方公共団体資金貸付金貸付決定変更申請書

令和 年 月 日付け国都総第 号をもって貸付決定通知を受けました下記Ⅰの地方公共団体資金貸付金について、下記Ⅱのとおり貸付金の額を変更したいので、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第5条の8第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

Ⅰ. 既貸付決定内容

1. 貸付対象事業、貸付対象法人、貸付額及び貸付金交付予定時期

貸付対象事業名	法人名	貸付額	貸付金交付予定時期
		金 円	令和 年 月 日
		金 円	令和 年 月 日
合 計		金 円	—

2. 当初償還表

償 還 期 日	償 還 金 額
1 令和 年 月 日	金 円
2 令和 年 月 日	金 円
合 計	金 円

Ⅱ. 貸付決定変更内容

1. 変更事由

2. 変更後の貸付対象事業、貸付対象法人、貸付額及び貸付金交付予定時期

貸付対象事業名	法人名	貸付額	貸付金交付予定時期
		金 円	令和 年 月 日
		金 円	令和 年 月 日
合 計		金 円	—

3. 変更後の償還表

償 還 期 日	償 還 金 額
1 令和 年 月 日	金 円
2 令和 年 月 日	金 円
合 計	金 円

(様式第5-13号)

番 号  
年 月 日

地方公共団体の長 殿

国土交通省都市局長  
(公印省略)

地方公共団体資金貸付金貸付決定変更通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって貸付決定変更申請のあった下記Ⅰの地方公共団体資金貸付金について、下記Ⅱのとおり変更することとしたので通知する。

記

Ⅰ. 既貸付決定内容

1. 貸付決定年月日及び番号

2. 当初貸付金の額 金 円

Ⅱ. 貸付決定変更内容

1. 貸付金の額 金 円

2. 償還期日及び貸付額は、令和 年 月 日付け 第 号の貸付決定変更申請書記載のとおりとする。

(様式第5-14号)

番 号  
年 月 日

地方公共団体の長 殿

国土交通省都市局長  
(公印省略)

地方公共団体資金貸付金繰上償還請求書

令和 年 月 日国都総第 号をもって貸付決定通知を受けた標記の貸付金については、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第5条の10第1項第2号の規定により下記のとおり償還されたい。

記

1 繰上償還額等

(1) 繰上償還すべき額 金 円  
(2) 都市開発資金貸付要領第5条の14第3号によって国に納付しなければ  
ならない額 金 円  
(3) 合計(1)+(2) 金 円

2 繰上償還の期日 令和 年 月 日

3 繰上償還される貸付金にかかる貸付対象事業及び貸付対象法人名

4 繰上償還後の貸付金の未償還残高 金 円

5 改定償還計画

償還期日	償還金額	償還後未償還残高
1 令和 年 月 日	金 円	金 円
2 令和 年 月 日	金 円	金 円
合 計	金 円	金 円

(様式第5-15号)

番 号  
年 月 日

国土交通省都市局長 殿

地方公共団体の長

地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書

令和 年 月 日国都総第 号をもって貸付決定通知を受けた標記の貸付金について、下記のとおり繰上償還したいので、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第5条の10第2項の規定により申し込みます。

記

1 繰上償還の事由

2 繰上償還の額 金 円

3 繰上償還の期日 令和 年 月 日

4 繰上償還される貸付金にかかる貸付対象事業名及び貸付対象法人名

5 繰上償還後の貸付金の未償還残高 金 円

6 改定償還計画

償還期日	償還金額	償還後未償還残高
1 令和 年 月 日	金 円	金 円
2 令和 年 月 日	金 円	金 円
合 計	金 円	金 円

(様式第5-16号)

番 号  
年 月 日

地方公共団体の長 殿

国土交通省都市局長  
(公印省略)

地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書

令和 年 月 日国都総第 号をもって貸付決定通知を受けた標記の貸付金については、令和 年 月 日付け第 号による申込みのとおり繰上償還されたく、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第5条の10第3項の規定により、下記のとおり通知する。

記

- 1 繰上償還すべき額 金 円
- 2 繰上償還の期日 令和 年 月 日
- 3 繰上償還される貸付金にかかる貸付対象事業名及び貸付対象法人名
- 4 繰上償還後の貸付金の未償還残高 金 円

5 改定償還計画

償還期日	償還金額	償還後未償還残高
1 令和 年 月 日	金 円	金 円
2 令和 年 月 日	金 円	金 円
合 計	金 円	金 円

(様式第5-17号)

番 号  
年 月 日

国土交通省都市局長 殿

地方公共団体の長

令和 年度地方公共団体資金貸付金実績報告書

令和 年 月 日国都総第 号をもって貸付決定通知を受けた標記の事業実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 貸付対象事業  
○○事業（法人名）
- 2 国から地方公共団体への貸付金の決定額及びその精算額  
貸付決定額 円  
貸付金精算額 円
- 3 地方公共団体から法人への貸付金の決定額及びその精算額  
貸付決定額 円  
貸付金精算額 円
- 4 貸付事業の成果  
別紙の添付書類のとおり

(様式第5-18号)

地方公共団体資金貸付金精算調書(令和 年3月31日現在)

(単位:千円)

事業名	法人名	区分	貸付決定の内容 (千円)	精算の内容 (千円)	貸付年月日	摘要
〇〇事業	〇〇法人	全体取得・整備費				
		貸付限度額				
		過年度貸付額				
		〇〇年度取得・整備費				
		貸付額(A)				
		全体取得・整備費				
		貸付限度額				
		過年度貸付額				
		〇〇年度取得・整備費				
		貸付額(A)				
		全体取得・整備費				
		貸付限度額				
		過年度貸付額				
		〇〇年度取得・整備費				
		貸付額(A)				
合計(A)						
国からの借入額						

(様式第5-19号)

地方公共団体資金貸付金受入調書

区 分		第 回	第 回	合 計	備 考
貸付決定	貸付決定年月日	年 月 日	年 月 日		
	貸付決定番号				
	貸付決定額	円	円		
決定の変更	変更年月日	年 月 日	年 月 日		
	変更番号				
	変更貸付額	円	円		
決定の取消	取消年月日	年 月 日	年 月 日		
	取消番号				
	取消額	円	円		
貸付金受入	受入年月日	年 月 日	年 月 日		
	受入額	円	円		

(注) 「第 回」は貸付決定の回数に応じ欄を増減すること。

(様式第5-20号)

法人資金貸付金施設等取得・整備実績報告書(令和 年3月31日現在)

1. 借入交付年月日及び金額

第1回 令和 年 月 日  
第 回 令和 年 月 日  
小 計  
前年度からの繰越額  
合 計  
当年度中に取得・整備した施設等の価額・整備費  
(貸付金による買い取り・整備分)  
次年度繰越額

円  
円  
円  
円  
円  
円  
円

2. 事業概要

地方公共団体名		施行者名	
事業名		事業種別	
事業実施時期		施設使用開始時期	

3. 詳細調書

(単位:千円)

	全体計画	前年度まで	令和 年度計画	令和 年度実績	翌年度以降	備考
施設等取得費						
	建築物					
	敷地、事業用地					
施設等整備費						
	土地整備費					
	本工事費 その他工事費					
合 計 (A)						
貸付限度額 (A/2)						
借入額 (うち国の貸付額)	( )	( )	( )	( )	( )	

公共施設の整備内容	
-----------	--

(注)

1. 事業種別欄には、都市開発事業、公共施設、都市利便施設のいずれかを記入すること。
2. 取得価額、整備費を証明する書類を添付すること。
3. 公共施設の整備計画欄には、都市開発事業のうち、公共施設に該当する部分の整備計画を記入すること。
5. 位置図、区域図、取得対象部分を示す図面、写真を添付すること。

(様式第5-21号)

地方公共団体の長 殿

申請者 財団法人〇〇  
代表者氏名

法人資金貸付金施設等管理処分計画承認申請書

法人資金貸付金により取得した施設等について、下記のとおり管理処分計画を承認されたく申請します。

記

管理処分計画

事業名			法人名			
借入 年月日			借入額			
賃貸・譲渡対象施設等面積	取得・整備に要した費用等の額及び内訳	賃貸又は譲渡の別	賃貸・譲渡の相手方	賃貸・譲渡の予定時期・期間	譲渡の価額又は賃料	用途
	円			年月日～ 年月日	円 (円/月)	
賃貸・譲渡価額の算出方法						
その他賃貸・譲渡の条件等						

(注)

1. 「取得に要した費用等の額及び内訳」は、それぞれ資金調達費用、事務費等、管理等の内訳を記入すること。
2. 「その他賃貸・譲渡の条件等」は、賃貸・譲渡に際して相手方に課す条件等を記入すること。
3. 位置図、区域図、取得対象、賃貸・譲渡の対象を示す図面、写真を添付すること。

法人資金貸付金業務状況報告書(令和 年3月31日現在)

地方公共団体名		法人名	
事業名			

1. 事業実施状況

(単位:㎡、千円)

実施時期	令和 年 月 日									
事業主体										
事業内容										
面積 (㎡)	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
取得価格又は整備費										
事業後の用途										
当該事業に係る貸付 (貸付年月日) (貸付金額)										

(注) 当該事業に係る貸付金額は法人資金貸付金の額を記入し、あわせて国の貸付額を( )書きで記入すること。

2. 施設等の賃貸等に関する状況

賃貸等時期	令和 年 月 日	合計								
面積 (㎡)	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
賃貸等の相手方										
賃貸等の用途										
賃貸等の条件 (賃貸等価格) (契約期間) (その他条件)										
備考										

(注)  
1. 賃貸価格等の設定根拠を備考欄に記入すること。必要に応じて別添資料を添付すること。  
2. 位置図、区域図、取得対象部分を示す図面、施設等の写真を添付すること。  
3. 譲渡を予定する場合は、譲渡の方針について記入し、備考欄に譲渡予定である旨を明記すること。

